

5 千葉海区漁業調整委員会指示の発動状況

	指示の名称	指示期間	指示の概要
1	誘導陥せい式漁法の禁止について	S37.8.21 ～	旧千葉県南部海区(富津～岩和田)における同漁法によるいせえび採捕の禁止
2	油づけえさ使用禁止について	S39.1.7～	油づけえさ(油づけいか、その他油性物を利用した、えさ及び擬じ)を使用する漁業の操業禁止
3	海ほたる周辺海域における水産動植物の採捕について (1都2県委員会指示)	H27.3.1～ 29.2.28	東京湾横断道路「海ほたる」周辺海域での水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止
4	はえなわ漁業について	H28.7.1～ 31.6.30	枝なわに2個以上の釣針を付するはえなわ漁具の使用禁止
5	かじき等流しさし網漁業について	H27.11.15 ～ 28.11.14	野島埼灯台180度以東の本県海面におけるかじき等流しさし網漁業(まぐろ、かつお及びさめの採捕を目的とする流しさし網を含む)の操業制限
6	いかつり漁業について	H28.5.1 ～29.4.30	5トン以上20トン未満漁船を使用するいかつり漁業の制限
7	うみがめの採捕について	H28.6.1 ～29.5.31	うみがめ(あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをいい、これらの卵、遺骸を含む)の採捕禁止
8	さざえの採捕について	H28.7.1 ～28.7.31	7月のさざえ採捕の禁止
9	遊漁のまき餌釣りにについて	H28.8.1 ～29.7.31	船舶を使用した遊漁のまき餌禁止区域及び使用量の制限
10	定置漁業の保護区域について	H25.9.1～ 30.8.31	定置漁業の保護区域内でのまき網漁業の操業禁止
11	宝石さんごの採捕について	H28.5.1～ 29.4.30	宝石さんご(アカサンゴ、モモイロサンゴ、シロサンゴの生体及びこれらの死骸を含む)の採捕禁止